

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和8年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する事務を行う。 ・妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦健康診査の実施・管理、妊産婦の訪問指導 ・産後ケアに関する事務 ・新生児の訪問指導、乳幼児健康診査の実施・管理、低体重児の届出、未熟児の訪問指導 ・養育医療に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、団体内総合利用番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項、別表第70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表95、96項 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第97条、第98条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	有田市 福祉部健康推進課保健指導係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる場合は複数人で確認作業を行うため対策は十分である。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康の結果は、システムに入力し管理している。健診結果の紙媒体については施錠可能な状態で保管している。また、入力等で特定個人情報の取扱いに関して手作業が発生する場合は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム	健康情報システム、中間サーバ	事後	
平成28年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成28年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条、第21条関係 別表第二 56の2の項	事後	
平成28年10月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民福祉部健康課保健指導係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	追加	事後	新様式への対応
令和4年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部健康課	市民福祉部健康推進課	事後	
令和4年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	有田市役所 市民福祉部健康課保健指導係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民福祉部健康推進課保健指導係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
令和7年12月18日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導を行っている。	母子保健法等の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する事務を行う。 ・妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦健康診査の実施・管理、妊産婦の訪問指導 ・産後ケアに関する事務 ・新生児の訪問指導、乳幼児健康診査の実施・管理、低体重児の届出、未熟児の訪問指導 ・養育医療に関する事務	事後	
令和7年12月18日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム、中間サーバ	健康管理システム、中間サーバ、団体内総合利用番号連携サーバ	事後	
令和7年12月18日	3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項 別表第一49の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法） 第9条第1項、別表第70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
令和7年12月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号） 第19条、第21条関係 別表第二 56の2の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表95、96項 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第97条、第98条	事後	
令和7年12月18日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	健康推進課長	事後	
令和7年12月18日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	有田市役所 市民福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223	有田市 市民福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223	事後	
令和7年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	

令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐づけ、事務に 必要のない情報との紐づけが 行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	新規
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		十分である	事後	新規
令和7年12月18日	7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	市民福祉部健康推進課	福祉部健康推進課	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	